

復刻版

# みんなの経営ミニ

2023.11.2

## 新たな助成金が創設されました！

年収の壁解消の取り組みで最大 50 万円の助成

令和 5 年 10 月より、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました。

この助成金では、令和 5 年 10 月以降に短時間パート等に対し以下のいずれかの取り組みを行い、その他要件を満たすと支給されます。

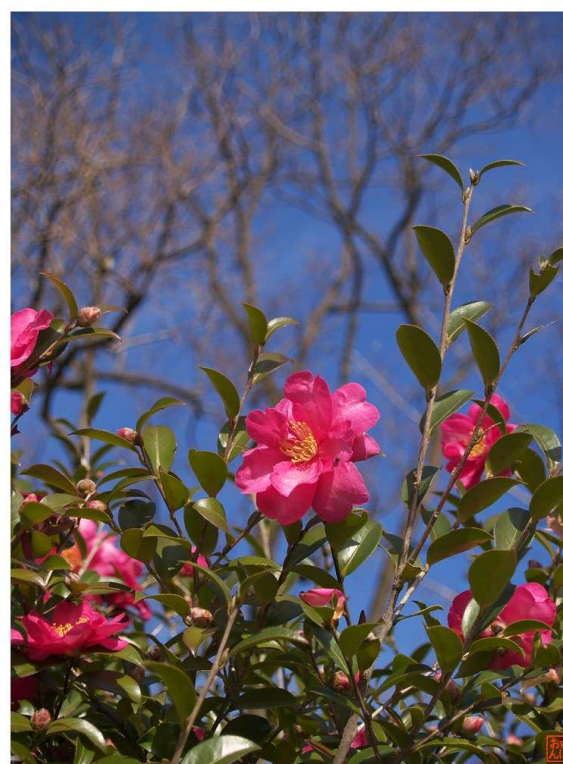
- ① **パート従業員等を社会保険に加入させ、「年収の壁」により手取り額が下がらないよう「社会保険適用促進手当」を支給する**

	要件	助成額／人
1 年目	賃金の 15% 以上の手当を支給	最大 20 万円の支給
2 年目	賃金の 15% 以上の手当を支給	最大 20 万円の支給
3 年目	賃金の 18% 以上を増額	最大 10 万円の支給

- ② **パート従業員等の所定労働時間を増加させて社会保険に加入させる（4 時間未満の延長の場合、基本給の増額も必要）**

労働時間延長		賃金増額	助成額／人
4 時間以上		—	最大 30 万円の支給
3～4 時間	+	5% 以上	
2～3 時間		10% 以上	
1～2 時間		15% 以上	

※従業員 100 人以下の場合、正社員の 3/4 以上勤務する方、もしくは短時間正社員となる方が対象となります。



## かわべのこぼれ話

### 新しい助成金について

新しい助成金が創設されましたが、賃金アップが要件となっていることや、最後に記載した通り 100 人以下の企業の場合、正社員の 3/4 以上の勤務時間となる方もしくは短時間正社員に限り対象となることから、100 人超の企業以外は活用が難しいと考えています。

100 人超の企業の場合、裏面に記載の通り週 20 時間勤務、月 8.8 万円以上の給与の方が社会保険加入となり、対象者が確保しやすいことから賃金アップが可能であれば活用もしやすいかと思います。

「年収の壁対策」として急ピッチで創設した助成金とはいえ、一体どれほどの企業がこの助成金が活用するのでしょうか。

西田労務経営事務所



# 令和 6 年 10 月より、社会保険の適用が拡大されます

## 50 人超の企業は、週 20 時間以上の勤務で原則社会保険へ加入

短時間パートの社会保険への加入は労働時間や労働日数で決定され、以下のどちらも満たす場合は加入することになります。

- ① 週の所定労働時間が正社員の 4 分の 3 以上
- ② 月の所定労働日数が正社員の 4 分の 3 以上

正社員が週 40 時間勤務、週 5 日出勤の場合は、それぞれ 3/4 以上の「週 30 時間勤務、週 3.75 日（4 日）出勤」となると社会保険に加入することとなります。

しかし、2016 年から従業員 500 人超の企業は以下の要件の全てに該当する方も加入対象となりました。

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上
- ② 月給 8.8 万円以上
- ③ 雇用期間が 2 か月を超える見込みがある
- ④ 学生でない

これを「社会保険の適用拡大」と呼び、令和 4 年 10 月には従業員 100 人超の企業も対象となり、令和 6 年 10 月には 50 人超の企業も対象となります。

50 人超の企業の皆様はご承知おきください。



雪虫が大量発生していますが、いついなくなるのでしょうか。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通 7 丁目 1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人（カワベント）

1992 年札幌生まれ

2021 年 2 月西田事務所入社

趣味・特技 スポーツ観戦、将棋

